

刈谷市政記者クラブ同時

2024年2月9日（金）  
愛知県西三河県民事務所環境保全課  
環境保全第二グループ  
担当 今泉、加藤  
ダイヤル 0564-27-2876  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、中島  
内線 3050、3008  
ダイヤル 052-954-6225

## 刈谷市における土壌・地下水汚染について

<sup>あいさん</sup>愛三工業株式会社（大府市）が刈谷市内の完全子会社である株式会社ニチアロイ旧本社跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、愛三工業株式会社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

(1) 報告者

愛三工業株式会社

(2) 報告年月日

2024年2月9日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県刈谷市宝町六丁目13番1の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
1,2-ジクロロエチレン	0.11 mg/L (2.7倍) <sup>注1</sup>	0.04 mg/L 以下	8.0 m	1 / 62
トリクロロエチレン	0.38mg/L (38倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	7.0～8.0 m	2 / 62

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

直接摂取のリスクがある特定有害物質について、調査対象地内では取扱履歴が無かったことから調査していません。

## ウ 地下水調査結果

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 ／調査地点数
1,2-ジクロロエチレン	0.46mg/L (12倍) <sup>注</sup>	0.04mg/L 以下	2 / 2
トリクロロエチレン	0.28mg/L (28倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	2 / 2

注：( ) 内は地下水基準に対する倍率を示す。

### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者(愛三工業株式会社)は、汚染土壌を原位置浄化する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

## 3 事業者の連絡先

愛三工業株式会社 経営企画部 サステナビリティ経営推進室 木村 俊一  
住所 愛知県大府市共和町一丁目1番地の1 電話 0562-48-6215

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

5,258.30 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の概要

対象地では、1947年に神谷鉄工所が操業を開始し、1964年に日本超硬株式会社を吸収合併し、切削工具、粉体成型用金型、自動車部品等製造を行っていました。2022年1月に安城に工場を移転し、称号を株式会社ニチアロイに変更しました。

今回汚染が判明した1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンの使用等履歴はありません。



※ 背景地図は、国土地理院の地理院地図を使用

**参考**

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ 1, 2-ジクロロエチレン

高濃度の1, 2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有します。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入すると一過性麻酔状態に陥ります。また、慢性的な毒性として、中枢神経障害、肝機能障害を起こします。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

- ・ トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的low濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）\*に分類しています。

\* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)